高等教育への修学支援制度　支援の対象者

支援対象となる学生

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生

支援を受けられる年収の目安と支援額

支援対象者	年収の目安 （両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合）	支援額
住民税非課税世帯の学生	約270万円以下	満額
住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生	約300万円以下	満額の2/3
	約380万円以下	満額の1/3

※ 上記の目安は、本人が18歳、中学生が15歳の場合です。本人の年齢によっても目安年収は異なります。
※ 基準を満たす世帯年収は家族構成等により異なります。支援の対象となるか、どのくらいの支援が受けられるか、日本学生支援機構の進学資金シュミレーターで大まかに調べることができます。（https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/）

申込みに係る要件

- 日本国籍、法廷特別永住者、永住者等または永住の意思が認められる定住者であること。
- 高等学校等を卒業してから2年の間までに大学に入学・進学したもの。
- 保有する資産が一定の水準を超えていないこと。

学業などに係る要件

支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだうえで、社会で自立し、活躍できるようになることです。
明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行います。

○学業成績・学習意欲とに係る要件（目安）
2019年度末の学業成績が以下①もしくは②に該当すること。
① GPAが在学する学科における上位1/2の範囲に属すること。
② 修得単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書により確認できること。
ただし、学業成績が別に定められている「廃止」の区分に該当する人は、上記の要件を満たしていても対象者とはなりません。